

社債等に関する業務規程の一部改正について

1. 社債等に関する業務規程（平成 15 年 1 月 10 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（業務の取扱時間）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この節において同じ。）、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に通知する。</p> <p>（機構からの通知方法等）</p> <p>第6条 次に掲げる通知その他の行為（以下この条において「通知等」という。）は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、規則で定めるものにより行う。</p> <p>(1) 機構が、この規程又は規則で定めるところにより、<u>発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社又は受託会社</u>に対して行う通知等</p> <p>(2) <u>機構が、この規程又は規則で定めるところにより、間接口座管理機関に対して行う通知等</u></p> <p>(3) <u>発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者又は受託会社</u>が、この規程又は規則で定めるところにより、機構に対して行う通知等</p> <p>(4) <u>間接口座管理機関、資金決済会社又は</u></p>	<p>（業務の取扱時間）</p> <p>第 3 条 （略）</p> <p>2 機構は、必要があると認める場合には、業務の取扱時間を臨時に変更することができる。この場合において、機構は、あらかじめその旨を発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人。以下この章において同じ。）、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に通知する。</p> <p>（機構からの通知方法等）</p> <p>第 6 条 次に掲げる通知その他の行為（以下この条において「通知等」という。）は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、規則で定めるものにより行う。</p> <p>(1) 機構が、この規程又は規則で定めるところにより、発行者、<u>機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社</u>に対して行う通知等</p> <p>（新設）</p> <p>(2) <u>発行者、機構加入者及び受託会社</u>が、この規程又は規則で定めるところにより、機構に対して行う通知等</p> <p>（新設）</p>

日銀ネット資金決済会社が、この規程又は規則で定めるところにより、機構に対して行う通知等

(削る)

2 前項第 1 号及び第 2 号に掲げる通知等は、この規程及び規則に別段の定めがある場合を除き、同項の規則で定めるところにより通知等を行った日に相手方に到達したものと取り扱う。

3 (略)

(発行者)

第 12 条 (略)

2 ~ 5 (略)

6 投資信託受益権の発行者は、投資運用業 (金融商品取引法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業をいう。) の継続が困難となる事由が発生した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を規則で定める方法により届け出なければならない。

2 機構が、この規程及び規則で定めるところにより、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社又は受託会社に対して行う通知等は、この規程及び規則で特に定める場合を除き、次の各号に掲げる通知等の区分に従い、当該各号に定める者に対して行う。

(1) 短期社債等に係る通知等

短期社債等の発行者、機構加入者及び資金決済会社

(2) 一般債に係る通知等

一般債の発行者、機構加入者及び資金決済会社

(3) 投資信託受益権に係る通知等

投資信託受益権の発行者、機構加入者、日銀ネット資金決済会社及び受託会社

3 第 1 項第 1 号に掲げる通知等は、この規程及び規則に別段の定めがある場合を除き、同項の規則で定めるところにより通知等を行った日に相手方に到達したものと取り扱う。

4 (略)

(発行者)

第 12 条 (略)

2 ~ 5 (略)

6 投資信託受益権の発行者は、投資運用業 (金融商品取引法第 28 条第 4 項に規定する投資運用業をいう。) の継続が困難となる事由が発生した場合には、直ちに、機構に対し、その旨を書面により届け出なければならない。

(間接口座管理機関の承認)

第 27 条 (略)

2・3 (略)

4 第 1 項に規定する申請者の上位機関となる者は、当該申請者が間接口座管理機関になることについて、機構に対し規則で定める方法により届け出なければならない。

5 機構は、間接口座管理機関に係る承認を行う場合には、当該間接口座管理機関及び当該間接口座管理機関のすべての上位機関(機構を除く。)に対し、その承認の日を通知する。

6 (略)

7 (略)

8 (略)

(決済方式の区分)

第 44 条 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項のすべてに該当する場合は、DVP 決済の指定をすることができる。

(1)~(3) (略)

(決済方式の区分)

第 58 条の 9 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項のすべてに該当する場合は、DVP 決済の指定をすることができる。

(1)~(3) (略)

3 (略)

(決済方式の区分)

第 58 条の 16 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項のすべてに該当する場合は、DVP

(間接口座管理機関の承認)

第 27 条 (略)

2・3 (略)

(新設)

4 機構は、間接口座管理機関に係る承認を行う場合には、当該間接口座管理機関に対し、その承認の日を通知する。

5 (略)

6 (略)

7 (略)

(決済方式の区分)

第 44 条 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項の全てに該当する場合は、DVP 決済の指定をすることができる。

(1)~(3) (略)

(決済方式の区分)

第 58 条の 9 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項の全てに該当する場合は、DVP 決済の指定をすることができる。

(1)~(3) (略)

3 (略)

(決済方式の区分)

第 58 条の 16 (略)

2 前項に規定する区分において、次に掲げる事項の全てに該当する場合は、DVP 決

決済の指定をすることができる。

(1)～(3) (略)

(信託の併合に係る発行者からの通知)

第 58 条の 58 投資信託受益権の発行者は、投資信託受益権に係る信託の併合を行う場合には、次に掲げる事項を、機構に対し規則で定める方法により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(投資信託受益権の分割に係る発行者からの通知)

第 58 条の 61 (略)

2 前項の通知は、分割の日の 2 週間前までに、規則で定める方法により行わなければならない。

3～5 (略)

(投資信託受益権の併合に係る発行者からの通知)

第 58 条の 66 (略)

2 前項の通知は、併合の日の 2 週間前までに、規則で定める方法により行わなければならない。

3～5 (略)

(証明書の取扱い等)

第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 3 項(法第 115 条、第 117 条、第 118 条及び第 124 条において準用する場合を含む。)本文の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている短期社債等又は一般債について法第 68 条第 3 項各

済の指定をすることができる。

(1)～(3) (略)

(信託の併合に係る発行者からの通知)

第 58 条の 58 投資信託受益権の発行者は、投資信託受益権に係る信託の併合を行う場合には、次に掲げる事項を、機構に対し書面により通知しなければならない。

(1)～(4) (略)

2・3 (略)

(投資信託受益権の分割に係る発行者からの通知)

第 58 条の 61 (略)

2 前項の通知は、分割の日の 2 週間前までに、所定の書面により行わなければならない。

3～5 (略)

(投資信託受益権の併合に係る発行者からの通知)

第 58 条の 66 (略)

2 前項の通知は、併合の日の 2 週間前までに、所定の書面により行わなければならない。

3～5 (略)

(証明書の取扱い等)

第 68 条の 2 加入者は、法第 86 条第 3 項(法第 115 条、第 117 条、第 118 条及び第 124 条において準用する場合を含む。)本文の規定により、その直近上位機関に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている短期社債等又は一般債について法第 68 条第 3 項各号

号（法第 115 条、第 117 条、第 118 条及び第 124 条において準用する場合を含む。）に掲げる事項を証明した書面（以下「証明書」という。）の交付を請求することができる。ただし、当該短期社債等又は一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

2 加入者は、前項の規定による請求をする場合には、当該請求を受ける当該直近上位機関に対し、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1)～(4)（略）

3～5（略）

6 機構加入者は、加入者に証明書の交付を行った場合又は前2項の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、その旨、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を規則で定める方法により通知しなければならない。

7（略）

8 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から第6項の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金の支払いが行われないうようにするために必要な措置を行うとともに、当該短期社債等の銘柄の発行者（支払代理人が選任されている場合には、支払

（法第 115 条、第 117 条、第 118 条及び第 124 条において準用する場合を含む。）に掲げる事項を証明した書面（以下「証明書」という。）の交付を請求することができる。ただし、当該短期社債等又は一般債について、既に証明書の交付を受けた者であって、当該証明書を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りでない。

2 加入者は、前項の規定による請求をする場合には、当該請求を受ける当該直近上位機関に対し、次に掲げる事項を記載した所定の請求書を提出しなければならない。

(1)～(4)（略）

3～5（略）

6 機構加入者は、加入者に証明書の交付を行った場合又は前2項の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、その旨、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を書面により通知しなければならない。

7（略）

8 機構は、機構加入者に証明書の交付を行う場合又は機構加入者から第6項の通知を受けた場合には、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等又は一般債の銘柄及び金額並びに当該短期社債等又は一般債の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替、抹消及び償還金の支払いが行われないうようにするために必要な措置を行うとともに、当該短期社債等の銘柄の発行者（支払代理人が選任されている場合には、支払

代理人。以下この条において同じ。)又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を規則で定める方法により通知する。

- 9 機構は、機構加入者から証明書の返還が行われた場合又は第7項において読み替えて準用する第6項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等の銘柄の発行者又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を規則で定める方法により通知する。

(振替口座簿の記録事項又は記載事項の証明等)

第70条 機構加入者は、規則で定める方法により、機構に対し、自己の機構加入者口座に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することを請求することができる。当該機構加入者口座に係る利害関係人(法第277条に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)についても、正当な理由があるときは、同様とする。

2 (略)

- 3 機構加入者、加入者及び利害関係人は、前2項の規定による請求をする場合には、当該請求を受ける機構又は口座管理機関に対し、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1)~(4) (略)

- 4 前項の場合において、利害関係人が当該

代理人。以下この条において同じ。)又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

- 9 機構は、機構加入者から証明書の返還が行われた場合又は第7項において読み替えて準用する第6項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該証明書又は通知の対象となった短期社債等の銘柄の発行者又は一般債の銘柄の支払代理人に対し、当該証明書又は通知に係る内容を書面により通知する。

(振替口座簿の記録事項又は記載事項の証明等)

第70条 機構加入者は、規則で定める方法により、機構に対し、自己の機構加入者口座に記録されている事項を証明した書面の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法であって一般振替機関監督命令第24条第1項第1号に掲げるものにより提供することを請求することができる。当該機構加入者口座に係る利害関係人(法第277条に規定する利害関係を有する者として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)についても、正当な理由があるときは、同様とする。

2 (略)

- 3 機構加入者、加入者及び利害関係人は、前2項の規定による請求をする場合には、当該請求を受ける機構又は口座管理機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

(1)~(4) (略)

- 4 前項の場合において、利害関係人が当該

請求をするときは、その利害関係を明らかにする書面を提出しなければならない。

(差押え等の取扱い)

第70条の2 (略)

2 (略)

3 機構加入者は、その備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合(当該社債等が投資信託受益権の場合にあつては、第5項に規定する機構が行う措置が明らかに不要なときを除く。)又は前2項の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、その旨、当該送達を受けた通知又は前2項の通知の対象となった社債等の銘柄及び金額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を規則で定める方法により通知しなければならない。

4 (略)

5 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合又は機構加入者から第3項の通知を受けた場合には、当該送達を受けた通知又は第3項の通知の対象となった社債等の銘柄及び金額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替及び抹消(当該銘柄が短期社債等である場合には償還金の支払いを含み、一般債である場合には償還金(繰上償還金及び定時償還金を含む。)及び利金の支払いを含む。)が行われないようにするために

請求をするときは、当該請求書に、その利害関係を明らかにする書面を添付しなければならない。

(差押え等の取扱い)

第70条の2 (略)

2 (略)

3 機構加入者は、その備える振替口座簿の自己口に記録又は記載されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合(当該社債等が投資信託受益権の場合にあつては、第5項に規定する機構が行う措置が明らかに不要なときを除く。)又は前2項の通知を受けた場合には、直ちに、機構に対し、その旨、当該送達を受けた通知又は前2項の通知の対象となった社債等の銘柄及び金額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座を書面により通知しなければならない。

4 (略)

5 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等による処分の制限に関する通知の送達を受けた場合又は機構加入者から第3項の通知を受けた場合には、当該送達を受けた通知又は第3項の通知の対象となった社債等の銘柄及び金額又は口数並びに当該社債等の銘柄が記録されている機構が備える振替口座簿における区分口座について、振替及び抹消(当該銘柄が短期社債等である場合には償還金の支払いを含み、一般債である場合には償還金(繰上償還金及び定時償還金を含む。)及び利金の支払いを含む。)が行われないようにするために

必要な措置を行うとともに、当該銘柄が短期社債等又は一般債であるときは、当該銘柄の支払代理人（短期社債等においては、支払代理人が選任されている場合の支払代理人に限る。以下この条において同じ。）に対し、当該送達を受けた通知又は第3項の通知に係る内容を規則で定める方法により通知する。

- 6 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等の申立ての取下げ若しくは取消等に関する通知の送達を受けた場合又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該送達を受けた通知又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知の対象となった銘柄が短期社債等又は一般債であるときは、当該の銘柄の支払代理人に対し、当該送達を受けた通知又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知に係る内容を規則で定める方法により通知する。

第70条の3（略）

- 2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第67条第2項	利金の支払遅延が発生した	配当に関して、資産の流動化

必要な措置を行うとともに、当該銘柄が短期社債等又は一般債であるときは、当該銘柄の支払代理人（短期社債等においては、支払代理人が選任されている場合の支払代理人に限る。以下この条において同じ。）に対し、当該送達を受けた通知又は第3項の通知に係る内容を書面により通知する。

- 6 機構は、その備える振替口座簿の自己口に記録されている社債等について差押命令等の申立ての取下げ若しくは取消等に関する通知の送達を受けた場合又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知を受けた場合には、前項の措置を解除するために必要な措置を行うとともに、当該送達を受けた通知又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知の対象となった銘柄が短期社債等又は一般債であるときは、当該の銘柄の支払代理人に対し、当該送達を受けた通知又は第4項において読み替えて準用する第3項の通知に係る内容を書面により通知する。

第70条の3（略）

- 2 一般債が社債的受益権である場合には、次の表の左欄に掲げる規定中の字句で同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第67条第2項	利金の支払遅延が発生した	配当に関して、資産の流動化

	場合(社債等に 係る償還金 及び利金の 支払いにつ いて猶予期 間がある銘 柄について は、当該期 間の満了し た日までに 支払いがな されなかつ た場合)に は、	に関する法 律施行令(平 成 12 年政令 第 479 号)第 52 条第 2 項 第 5 号に規 定する事由 が発生した 場合には、		場合(社債等 に係る償還 金及び利金 の支払いに ついて猶予 期間がある 銘柄につ いては、当該 期間の満了 した日まで に支払いが なされなかつ た場合)に は、	に関する法 律施行令第 52 条第 2 項 第 5 号に規 定する事由 が発生した 場合には、
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2. 附 則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 社債等に関する業務規程施行規則（平成 15 年 1 月 10 日通知）（下線部分変更）

新	旧
<p>(<u>機構からの通知等に係る電磁的方法</u>)</p> <p>第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定めるものは、<u>次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法をいう。</u></p> <p>(1) <u>規程第6条第1項第1号の通知等 次</u> <u>に掲げる方法</u></p> <p>イ <u>機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置(以下「統合Web端末」という。)からの入出力</u></p> <p>ロ <u>発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者、資金決済会社又は受託会社のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの(以下「ファイル伝送」という。)</u></p> <p>ハ <u>ファイル伝送以外の発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者、資金決済会社又は受託会社若しくは日銀ネット資金決済会社のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの(以下「CPU直結」という。)</u></p> <p>ニ <u>株式会社東京証券取引所が運用するTargetシステムのうち発行者、発行代理人、支払代理人、機構加入者、間接口座管理機関、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社又は受託会社が電磁的方法によりアクセスすることによって通知等の受領、通知等の発出その他の機構が提供する機能を利用するための保振サイトと称するも</u></p>	<p>(<u>情報の提供方法</u>)</p> <p>第2条 規程第6条第1項に規定する規則で定めるものは、<u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>機構が提供する統合Web機能を利用するための端末装置(以下「統合Web端末」という。)からの入出力</u></p>

の（以下「Target 保振サイト」という。）を通じて通知等をする方法（以下「Target 保振サイト接続」という。）

(2) 規程第 6 条第 1 項第 2 号の通知等 Target 保振サイト接続

(3) 規程第 6 条第 1 項第 3 号の通知等に掲げる方法

イ 統合 Web 端末からの入出力

ロ ファイル伝送

ハ CPU 直結

ニ Target 保振サイト接続

(4) 規程第 6 条第 1 項第 4 号の通知等 Target 保振サイト接続

2 前項第 1 号イからハまで及び同項第 3 号イからハまでに掲げる方法によるデータ授受の時間、その制限及び通知等の日は、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考欄に定めるところによる。

(障害発生時の取扱い)

第 3 条 機構は、前条第 1 項第 1 号イからハまで及び同項第 3 号イからハまでに規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合には、発行者（発行代理人及び支払代理人が選任されている場合には発行代理人及び支払代理人）、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、速やかに次の各号に掲げる事項を通知する。

(1)～(4) (略)

(2) 発行者、機構加入者、資金決済会社又は受託会社のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法のうち、そのデータをファイルとして伝送する方式であって機構が適当と認めるもの（以下「ファイル伝送」という。）

(3) ファイル伝送以外の発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社又は受託会社のコンピュータ・システムによるデータ授受の方法であって機構が適当と認めるもの（以下「CPU 直結」という。）

(新設)

2 前項各号に掲げる方法によるデータ授受の時間、その制限及び規程第 6 条第 3 項に規定する通知等の日は、別表 1 のデータの種別の区分に応じ、同表の時間及び備考欄に定めるところによる。

(障害発生時の取扱い)

第 3 条 機構は、前条に規定する方法による情報の授受ができない状況にあり、又は困難な状況にあると認める場合には、発行者、機構加入者、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社に対し、速やかに次の各号に掲げる事項を通知する。

(1)～(4) (略)

2 (略)

(同意書)

第4条 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印(Target保振サイトを利用する発行者にとっては、代表者の役職名及び氏名に限る。)

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(発行者が外国又は外国法人の場合に限る。)

(5) 機構との間の社債等振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名(短期社債等の発行者(第2条第1項第1号イからハまで及び第3号イからハまでに規定する方法により情報の授受を行うための手続を行っていない者に限る。))及び一般債の発行者にとっては、業務担当者の役職名及び氏名に限る。)

(6) Target保振サイトを利用する場合には、Target保振サイトの利用申込に必要な事項(既にTarget保振サイトを利用している場合を除く。)

(7) (略)

4 (略)

第2章の2 発行者、発行代理人、支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社

2 (略)

(同意書)

第4条 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) 機構との間の社債等振替業に係る業務の処理を担当する業務担当者及び当該業務担当者の統括に当たる業務責任者の役職名及び氏名(短期社債等の発行者(第2条第1項各号に規定する方法により情報の授受を行うための手続を行っていない者に限る。))及び一般債の発行者にとっては、業務担当者の役職名及び氏名に限る。)

(新設)

(6) (略)

4 (略)

第2章の2 発行代理人、支払代理人、資金決済会社、日銀ネット資金決済会社及び受託会社

(投資運用業の継続が困難となる事由が発生した場合の機構への届出の方法)

第4条の2 規程第12条第6項に規定する規則で定める方法は、書面又はTarget保振サイト接続とする。

(発行代理人の申請手続)

第4条の2の2 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(削る)

(4) (略)

(5) Target保振サイトの利用申込に必要な事項(既にTarget保振サイトを利用している場合を除く。)

(6) (略)

4 (略)

(支払代理人の申請手続)

第4条の3 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(削る)

(新設)

(発行代理人の申請手続)

第4条の2 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) (略)

(新設)

(6) (略)

4 (略)

(支払代理人の申請手続)

第4条の3 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名

(4) (略)

(5) Target 保振サイトの利用申込に必要な事項(既に Target 保振サイトを利用している場合を除く。)

(6) (略)

4 (略)

(資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の4 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(削る)

(4) (略)

(5) Target 保振サイトの利用申込に必要な事項(既に Target 保振サイトを利用している場合を除く。)

(6) (略)

4 (略)

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の5 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) (略)

(新設)

(6) (略)

4 (略)

(資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の4 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) (略)

(新設)

(6) (略)

4 (略)

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の5 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表

(削る)

(4) (略)

(5) Target 保振サイトの利用申込に必要な事項 (既に Target 保振サイトを利用している場合を除く。)

(6) (略)

4 (略)

(受託会社の登録申請の手続)

第 4 条の 6 (略)

2 (略)

3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(削る)

(4) (略)

(5) Target 保振サイトの利用申込に必要な事項 (既に Target 保振サイトを利用している場合を除く。)

(6) (略)

4 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第 5 条 (略)

2・3 (略)

4 前項第 5 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) (略)

(新設)

(6) (略)

4 (略)

(受託会社の登録申請の手続)

第 4 条の 6 (略)

2 (略)

3 前項第 3 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) (略)

(新設)

(6) (略)

4 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第 5 条 (略)

2・3 (略)

4 前項第 5 号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(削る)

(4) (略)

(5) Target 保振サイトの利用申込に必要な事項(既に Target 保振サイトを利用している場合を除く。)

(6) (略)

5～7 (略)

(間接口座管理機関の承認申請の手続)

第8条 (略)

2 規程第27条第2項に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、第4号及び第5号の書面にあっては、法第44条第1項第13号に掲げる者であって、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとし、第2号から第6号までに掲げる書類にあっては、機構がその提出を省略することができる~~と認める場合には、その提出を省略することができる。~~

(1) 次に掲げる事項を記載した約諾書

イ 規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと。

ロ 機構が定める社債等振替業の業務処理方法に従うこと。

(2)～(6) (略)

3 前項第6号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第4号に規定する事項にあっては、法第

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印(代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) (略)

(新設)

(6) (略)

5～7 (略)

(間接口座管理機関の承認申請の手続)

第8条 (略)

2 規程第27条第2項に規定する書類は次に掲げる書類とする。ただし、第4号及び第5号の書面にあっては、法第44条第1項第13号に掲げる者であって、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、提出することとし、第2号から第6号までに掲げる書類にあっては、機構がその提出を省略することができる~~と認める場合には、その提出を省略することができる。~~

(1) 振替口座簿を作成し、これを備えること、規程及びこの規則並びに機構が講ずる必要な措置に従うこと並びに機構が定める社債等振替業の業務処理方法に従うことを記載した所定の書面

(2)～(6) (略)

3 前項第6号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

44 条第 1 項第 13 号に掲げる者であって、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、届け出るものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印 (Target 保振サイトを利用する間接口座管理機関にあっては、代表者の役職名及び氏名に限る。)

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名

(5) (略)

(6) Target 保振サイトを利用する場合には、Target 保振サイトの利用申込に必要な事項 (既に Target 保振サイトを利用している場合を除く。)

(7) (略)

4 規程第 27 条第 4 項に規定する規則で定める方法は書面又は Target 保振サイト接続とする。

5 (略)

6 (略)

第 6 節 信託の併合に係る記録手続の特例

(信託の併合に係る発行者からの通知の方法)

第 27 条の 59 の 2 規程第 58 条の 58 第 1 項に規定する規則で定める方法は、書面又は Target 保振サイト接続とする。

第 7 節 投資信託受益権の分割及び併合に関する記録手続

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印

(4) 代表者に代わって機構との間の手続を行う代表者代理人の役職名及び氏名並びに代表者代理人届出印 (代表者代理人を選任する場合に限る。)

(5) (略)

(新設)

(6) (略)

(新設)

4 (略)

5 (略)

(新設)

(新設)

第 6 節 投資信託受益権の分割及び併合に関する記録手続

(投資信託受益権の分割又は併合に係る発行者の通知事項等)

第 27 条の 60 (略)

2 規程第 58 条の 61 第 2 項又は規程第 58 条の 66 第 2 項に規定する規則で定める方法は、書面又は Target 保振サイト接続とする。

第 8 節 口座処理の順位

(口座振替等の処理順位)

第 27 条の 64 (略)

(社債等に関する重要な通知事項)

第 28 条 発行者は次の第 1 号から第 7 号までに掲げる事項若しくは第 9 号に掲げる事項について決定を行った場合又は次の第 8 号若しくは第 10 号に掲げる事実が発生した場合には、規程第 67 条第 1 項の規定により、機構に対し書面又は Target 保振サイト接続により通知するものとする。

(1)~(10) (略)

2 投資信託受益権の発行者にあつては、前項第 7 号に掲げる事項については、前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項第 3 号イに規定する方法で、機構に対し通知するものとする。

3 (略)

(証明書に係る通知の方法)

第 29 条の 2 規程第 68 条の 2 第 6 項に規定する規則で定める方法は、書面又は Target 保振サイト接続とする。

2 規程第 68 条の 2 第 8 項及び第 9 項に規定する規則で定める方法は、書面とする。

(投資信託受益権の分割又は併合に係る発行者の通知事項)

第 27 条の 60 (略)

(新設)

第 7 節 口座処理の順位

(口座振替等の処理順位)

第 27 条の 64 (略)

(社債等に関する重要な通知事項)

第 28 条 発行者は次の第 1 号から第 7 号までに掲げる事項若しくは第 9 号に掲げる事項について決定を行った場合又は次の第 8 号若しくは第 10 号に掲げる事実が発生した場合には、規程第 67 条第 1 項の規定により、機構に対し書面により通知するものとする。

(1)~(10) (略)

2 投資信託受益権の発行者にあつては、前項第 7 号に掲げる事項については、前項の規定にかかわらず、第 2 条第 1 項第 1 号に規定する方法で、機構に対し通知するものとする。

3 (略)

(新設)

(振替口座簿の記録証明書等の申請手続)

第31条 規程第70条第1項に規定する規則で定める方法は、原則として、第2条第1項第3号ニに規定する方法により行うものとする。

2 規程第70条第1項に規定する利害関係人が機構に対して同項に定める請求を行うときは、機構に対して所定の請求書を提出しなければならない。

(差押等に係る通知の方法)

第31条の2 規程第70条の2第3項に規定する規則で定める方法は、書面又はTarget保振サイト接続とする。

2 規程第70条の2第5項及び第6項に規定する規則で定める方法は、書面とする。

附則(平成18年5月11日通知)

(投資信託受益権の特例)

第2条 特例投資信託受益権のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、投資信託受益権とみなして、この改正規定による改正後の規則(以下「規則」という。)の規定(第4条の2の2から第4条の4まで、第5章、第5章の2、第27条の42及び第30条を除く。)を適用する。

(振替口座簿の記録証明書等の申請手続)

第31条 規程第70条第1項に規定する規則で定める方法は、同項の請求をする者が同条第3項に規定する請求書として、所定の振替口座簿記録事項証明書等請求書を提出する方法とする。

(新設)

(新設)

附則(平成18年5月11日通知)

(投資信託受益権の特例)

第2条 特例投資信託受益権のうち機構が法第13条第1項の規定に基づき特例投資信託受益権の発行者の同意を得たものであって、振替受入簿に記録又は記載がされたものについては、投資信託受益権とみなして、この改正規定による改正後の規則(以下「規則」という。)の規定(第4条の2から第4条の4まで、第5章、第5章の2、第27条の42及び第30条を除く。)を適用する。

2. 附 則

この改正規定は、平成25年2月25日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係る手数料に関する規則(平成20年12月8日通知)(下線部分変更)

新	旧
別表 社債等振替制度に係る手数料表 (別紙(新)参照)	別表 社債等振替制度に係る手数料表 (別紙(旧)参照)

2 附 則

この改正規定は、平成25年2月25日から施行する。

社債等振替制度に係る手数料表

短期社債等

1. (略)
2. (略)
3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円 ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。
社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書交付手数料	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照会を行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
ダウンロード手数料	統合 Web 端末を利用して口座残高照会データ、口座処理明細照会データ、申請進捗管理データ又は銘柄情報提供データのダウンロードを行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1 件につき 100 円

4. (略)

一般債

1. (略)
2. (略)
3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円 ただし、1 ファイルの頁数が 10 頁を超える場合には、500 円に当該ファイルの頁数が 10 頁を超える部分の 1 頁につき 10 円を加算した金額とする。

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
元利金請求内容 情報及び決済予 定額情報確認書 交付手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の交付を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。
元利金請求内容 情報及び決済予 定額情報ファイ ル提供手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円
社債等に関する 業務規程第 68 条 の 2 第 1 項に基 づく証明書交付手 数料	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。
同意書に基づく 証明書交付手 数料	同意書に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	同意書に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
ダウンロード手 数料	統合 Web 端末を利用して口座処理明細データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1 件につき 100 円

4. (略)

(略)

投資信託受益権

1. (略)

2. (略)

3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録 事項証明書交付 手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。 また、郵送による交付の場合、送付 1 件につき、420 円を加算する。

(略)

4. (略)

社債等振替制度に係る手数料表

.短期社債等

1. (略)
2. (略)
3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1通につき 500円 ただし、1通の証明書に添付される帳票の枚数が10枚を超える場合には、500円に当該帳票の枚数が10枚を超える部分の1枚につき10円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1ファイルにつき 500円 ただし、1ファイルの頁数が10頁を超える場合には、500円に当該ファイルの頁数が10頁を超える部分の1頁につき10円を加算した金額とする。
社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書交付手数料	社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	社債等に関する業務規程第68条の2第1項に基づく証明書の作成・交付	1通につき 500円 ただし、1通の証明書に添付される帳票の枚数が10枚を超える場合には、500円に当該帳票の枚数が10枚を超える部分の1枚につき10円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面又は銘柄一覧画面の情報照会を行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1件につき 100円
ダウンロード手数料	統合Web端末を利用して口座残高照会データ、口座処理明細照会データ、申請進捗管理データ又は銘柄情報提供データのダウンロードを行った発行者、発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード処理	1件につき 100円

4. (略)

.一般債

1. (略)
2. (略)
3. その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録事項証明書交付手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1通につき 500円 ただし、1通の証明書に添付される帳票の枚数が10枚を超える場合には、500円に当該帳票の枚数が10枚を超える部分の1枚につき10円を加算した金額とする。
振替口座簿記録情報ファイル提供手数料	振替口座簿記録情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録情報ファイルの作成・提供	1ファイルにつき 500円 ただし、1ファイルの頁数が10頁を超える場合には、500円に当該ファイルの頁数が10頁を超える部分の1頁につき10円を加算した金額とする。

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
元利金請求内容 情報及び決済予 定額情報確認書 交付手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の交付を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報確認書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の確認書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
元利金請求内容 情報及び決済予 定額情報ファイ ル提供手数料	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの提供を受けた機構加入者及び支払代理人	元利金請求内容情報及び決済予定額情報ファイルの作成・提供	1 ファイルにつき 500 円
社債等に関する 業務規程第 68 条 の 2 第 1 項に基 づく証明書交付手 数料	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	社債等に関する業務規程第 68 条の 2 第 1 項に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
同意書に基づく 証明書交付手 数料	同意書に基づく証明書の交付を受けた機構加入者	同意書に基づく証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
情報照会料	口座処理明細画面の情報照会を行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	照会情報の作成・処理	1 件につき 100 円
ダウンロード手 数料	統合 Web 端末を利用して口座処理明細データ又は申請進捗管理データのダウンロードを行った発行代理人、支払代理人及び機構加入者	データのダウンロード 処理	1 件につき 100 円

4. (略)

(略)

.投資信託受益権

1. (略)

2. (略)

3.その他サービス

手数料項目	徴収対象者	内 容	徴収料率
振替口座簿記録 事項証明書交付 手数料	振替口座簿記録事項証明書の交付を受けた機構加入者及び利害関係人	振替口座簿記録事項証明書の作成・交付	1 通につき 500 円 ただし、1 通の証明書に添付される帳票の枚数が 10 枚を超える場合には、500 円に当該帳票の枚数が 10 枚を超える部分の 1 枚につき 10 円を加算した金額とする。
(略)			

4. (略)

以上

社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則の一部改正について

1 社債等振替制度に係るシステムの利用に関する規則（平成 17 年 7 月 26 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（用語） 第 2 条 （略） 2 （略） （ 1 ）～（ 5 ） （略） <u>（ 6 ） T a r g e t 保振サイト接続 株式</u> <u>会社東京証券取引所が運用する T a r g e t システムのうち利用者が電磁的</u> <u>方法によりアクセスすることによって</u> <u>通知等の受領、通知等の発出その他の</u> <u>機構が提供する機能を利用するための</u> <u>保振サイトと称するもの（以下「T a r g e t 保振サイト」という。）を</u> <u>通じて通知等をする方法をいう。</u></p> <p>（利用者の機構システムの利用） 第 3 条 （略） 2 <u>利用者は、業務の処理を前項各号に掲げ</u> <u>る方法により行う場合には、所定の届出書</u> <u>を機構に提出するものとする。この場合</u> <u>において、当該届出書の提出は、T a r g e t</u> <u>保振サイト接続又は機構が認める方法</u> <u>により行うものとする。</u> 3 <u>利用者は、障害等により前項に規定する</u> <u>提出のうち T a r g e t 保振サイト接続に</u> <u>よるもの（以下「T a r g e t による提出</u> <u>事務」という。）ができない状況又は困難な</u> <u>状況にあると機構が認める場合には、電磁</u> <u>的媒体、ファクシミリ又は書面により行う</u> <u>ものとする。</u> 4 （略）</p> <p>（Web 接続） 第 4 条 <u>Web 接続のための回線設備の開設</u> <u>は、機構の定めるところに従い、利用者が</u> <u>行うものとする。</u> （削る）</p>	<p>（用語） 第 2 条 （略） 2 （略） （ 1 ）～（ 5 ） （略） （新設）</p> <p>（利用者の機構システムの利用） 第 3 条 （略） （新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>（Web 接続） 第 4 条 <u>利用者は、業務の処理を Web 接続</u> <u>により行う場合には、所定の届出書を機構</u> <u>に提出するものとする。</u> 2 <u>Web 接続のための回線設備の開設は、</u> <u>機構の定めるところに従い、利用者が行う</u> <u>ものとする。</u></p>

(回線接続)

第7条 ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続(以下「ファイル伝送等」という。)に係る通信回線の接続(以下「回線接続」という。)のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(削る)

(利用者の機構システムの利用に係る業務の処理の委託等)

第12条 利用者は、機構が認める場合には、機構システムの利用に係る業務の処理、Targetによる提出事務及びTarget保振サイトを利用した業務の処理について、機構が認める範囲に限り、他の者に委託できるものとする。

2 前項の規定により、利用者からTarget保振サイトを利用した業務の処理を受託した者は、所定の届出書を機構に提出するものとする。

3 第1項の規定により利用者から機構システムの利用に係る業務の処理を受託した者(以下「計算会社等」という。)のコンピュータ・システムと機構システムとの間で授受したデータは、機構システムの利用に係る業務の処理を計算会社等に委託した利用者(以下「委託元利用者」という。)の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱うものとする。

4 計算会社等と機構との間で授受した届出書は、委託元利用者と機構との間で授受したものとして取り扱うものとする。

5 (略)

6 委託元利用者は、第5条、第6条、第8条から第10条まで並びに前条第1項及び第2項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。

(回線接続)

第7条 利用者は、利用者システムと機構システムとの間につき、ファイル伝送又はオンライン・リアルタイム接続(以下「ファイル伝送等」という。)に係る通信回線の接続(以下「回線接続」という。)を行う場合には、所定の届出書を機構に提出するものとする。

2 回線接続のための回線設備の開設は、機構の定めるところに従い、利用者が行うものとする。

(利用者の機構システムの利用に係る業務の処理の委託等)

第12条 利用者は、機構が認める場合には、機構システムの利用に係る業務の処理を他の者に委託できるものとする。

(新設)

2 前項の規定により利用者から機構システムの利用に係る業務の処理を受託した者(以下「計算会社等」という。)のコンピュータ・システムと機構システムとの間で授受したデータは、機構システムの利用に係る業務の処理を計算会社等に委託した利用者(以下「委託元利用者」という。)の利用者システムと機構システムとの間で授受したものとして取り扱うものとする。

3 計算会社等と機構との間で授受した書面は、委託元利用者と機構との間で授受したものとして取り扱うものとする。

4 (略)

5 委託元利用者は、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、前条第1項及び第2項の規定を計算会社等に遵守させるものとする。

7 (略)

6 (略)

2 附則

この改正規定は、平成 25 年 2 月 25 日から施行する。

以 上